

古文書解説にチャレンジ！ その7 解答

【筆耕】（くずし字の書きおこし）

一札之事

一 戌年御割付被下置候ニ付、惣百姓立合

御年貢勘定無高下仕候事

一 皆済目録被下置候ニ付、惣百姓立合拝見

仕候事

一 戌年荳・大豆代米并出作役銭、惣百姓立合

割取申候事

一 酉年開發御年貢未進金御用捨之分

惣百姓割取申候事

右之通、少茂相違無御座候、其外ニ而茂

名主方ニ出入無御座候、為後日、惣百姓連判

仍如件

享保十六年亥四月 組頭半兵衛印

【読み下し】（筆耕を読み言葉にしたもの）

一札の事

ひとつ

一 戌年御割付 下置かれ 候に付、惣百姓立合 御年貢勘定

高下無く 仕候事

一 皆済目録 下置かれ候に付、惣百姓立合拝見仕候事

一 戌年荳・大豆代米 并 出作役銭、惣百姓立合 割取申候

事

一 酉年開發御年貢 未進金 御用捨の分 惣百姓 割取申候事

右の通、少も相違御座無く候、其外にても

名主方に入御座無く候、後日の為、惣百姓 連判

仍 件の如し

享保十六年亥四月 組頭半兵衛印

【現代語訳】

・享保十五年（一七三〇、戌）の年貢納付額が下知されたので、年貢納入の義務のある全ての百姓が立ち会って不平等なく年貢負担を割り振りました。

・享保十五年の年貢納入完了の証書も、惣百姓立会いのもと拝見しました。

・享保十五年の米の代わりに荳・大豆で、納める分（関東の荳大豆割賦）と新田開發のための負担金は惣百姓全員で確認して割り振りました。

・享保十四年十二月に担当代官が岩手代官となり年貢額が減額された。享保十四年年貢の納めきれない分については不納を許されたが、その負担減についても不平等なく割り振りました。

右の通りで全く間違はありません。これ以外においても名主に對し不平を申し立てることは有りません。後々のために惣百姓は確認して押印し、前述の通りであると確認しました。

（後略）